

～ 短期入所サービス事業所の方へ ～

# 生活保護受給者の短期入所サービスの利用に係る 食費・滞在費について

生活保護受給者に対して短期入所サービス（介護予防サービスを含む）を実施する場合の食費・滞在費の請求については、下記のとおりです。

- ◆ 生活保護受給者に対して、基準費用額を超える食費・滞在費の請求はできません。

「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」

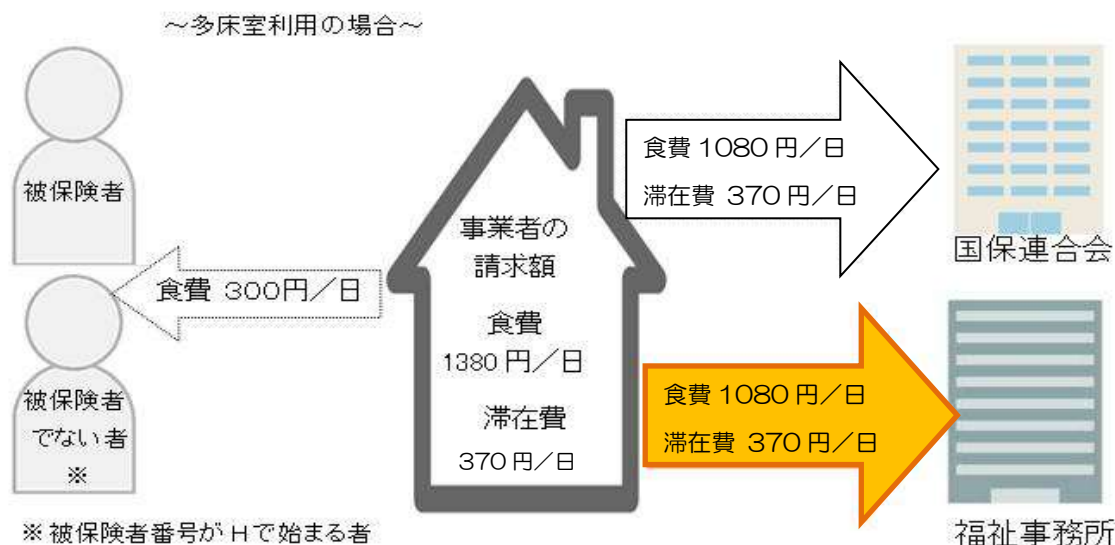
平成12年4月19日厚生省告示第214号

- ◆ 生活保護受給者の食費、個室を利用した場合の滞在費は、第一段階を適用した利用者負担限度額を利用者に請求します。

被保険者で介護保険負担限度額認定証の交付を受けていない場合は、速やかに保険者へ認定申請が必要です。

- ◆ 介護保険の被保険者の特定入所者介護サービス費（補足給付額）は、東京都国民健康保健団体連合会に請求します。

40歳以上65歳未満の被保険者でない者（被保険者番号がHで始まる者）の特定入所者介護サービス費相当分は、生活保護の公費（介護扶助）で負担しますので、直接福祉事務所に請求します。



詳しくは、[生活保護法指定介護機関のしおり\(12ページ及び21ページ\)](#)をご覧ください。